

令和2年度 製菓衛生師試験案内

奈良県

[1] 願書受付・試験の日時・場所

受験願書の受付、試験の日時、場所は下記のとおりです。

	日時	場所	備考
願書受付	6月22日(月) ～ 7月10日(金)	県庁 消費・生活安全課 (〒630-8501 奈良市登大路町30 TEL:0742-27-8681)	・必ず簡易書留郵便により左記へ提出してください。直接持参されたものは受け付けません。 ・受付最終日までの消印のあるものに限り受け付けます。 ・願書受付期間内に全ての書類を提出してください。提出書類に不備や不足があった場合は受付できませんので、内容等をよくご確認の上、期限に余裕を持って送付してください。 ・受験票は、令和2年7月末頃に郵送する予定です。試験日一週間前までに届かない場合は、[9]の問い合わせ先にご連絡ください。
試験	8月17日(月) 午後2時～ 午後4時	奈良女子高等学校 (奈良市三条宮前町3番6号)	・集合時間は午後1時30分です。
合格発表	9月11日(金) 午前10時～	県庁前掲示場 奈良県ホームページ	・合格証書は左記の日に投函します。

※ 身体上の都合(身体の障害や怪我、妊娠等により階段の移動が困難な場合、難聴により放送が聞き取りにくい場合、試験時間中に服薬が必要となる場合等)により、座席の配慮や車での来場が必要な場合は、受験願書の「試験会場における配慮を希望欄」に○を付けてください。

[2] 試験科目

衛生法規(3問)、公衆衛生学(9問)、栄養学(6問)、食品学(6問)、食品衛生学(12問)、製菓理論(18問)及び実技(6問)の計60問。(実技については和菓子、洋菓子、製パンから1つ選択)出題方式はマークシート方式 四肢択一。

(注)職業能力開発促進法施行規則(昭和44年労働省令第24号)別表に掲げる検定職種のうち、菓子製造に係る1級または2級の技能検定に合格した方は、願書受付時に申し出ることにより、試験科目のうち製菓理論及び実技の免除を受けることができます。

[3] 受験資格

次の(1)～(3)のいずれかに該当することが必要です。

- (1) 新制中学校卒業またはこれと同等以上の学歴を有する方で、都道府県知事の指定する製菓衛生師養成施設で1年以上製菓衛生師として必要な知識及び技術を修得した方。
- (2) 新制中学校卒業またはこれと同等以上の学歴を有する方で、菓子製造業の許可を受けた施設で、証明時において2年以上菓子の製造に従事した経験のある方。
- (3) (1)及び(2)以外の方で、昭和41年12月26日(製菓衛生師法施行の日)現在、菓子製造業務に従事しており、その期間が3年を超えていた方、または製菓衛生師法の施行後に3年を超えた方。

< 受験資格についての注意事項 >

※ 新制中学校卒業(学校教育法第57条に規定する者)と同等以上の学歴の詳細については、お問い合わせください。

※ 次のような業務内容や期間は、菓子製造業務の従事経験としては認められません。

ア パート又はアルバイトとして行った菓子製造業務(ただし、週4日以上かつ1日6時間以上勤務している場合は認められます。)

イ 菓子製造業であっても、経営管理や製品の運搬、接客業務、器具の洗浄など、菓子製造と直接関係のない業務に従事していた場合。

ウ 料理学校等で、菓子製造を教えていた期間や習っていた期間。

エ レストラン、ホテルなど飲食店営業の許可施設で、パン、ケーキなどの製造に従事していた場合。

[4] 提出書類

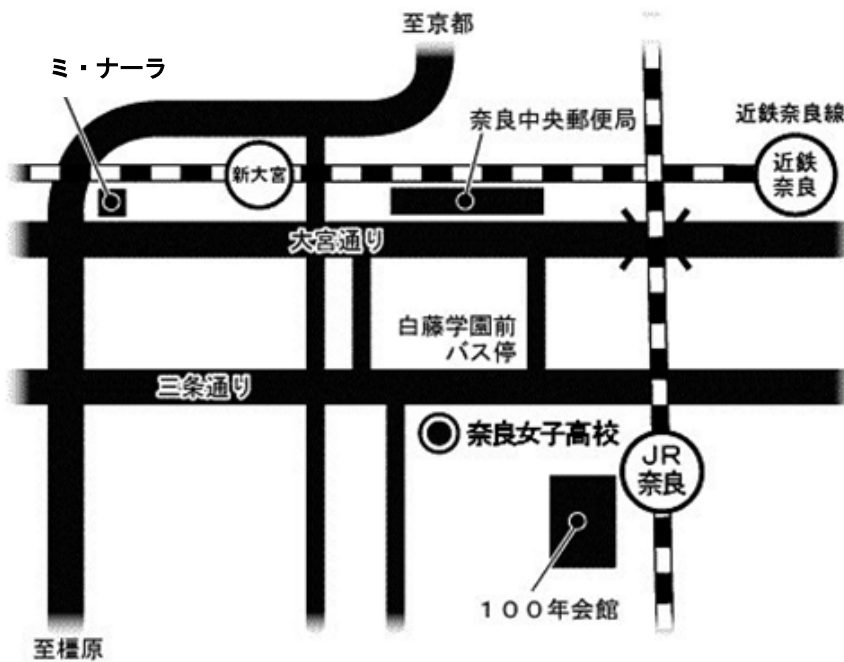
提出書類	提出部数	注意事項	
(1) 製菓衛生師試験受験願書	1部	<ul style="list-style-type: none"> ・氏名、生年月日は、ボールペンか万年筆により、戸籍のとおり、かい書で正確に記入してください。 ・受験票及び合格証書の郵送に使用しますので、郵便番号と、住所は号棟番号、部屋番号、〇〇内、〇〇方まで、必ず書いてください。 ・提出書類についての確認や指示を連絡する場合がありますので、電話番号は必ず日中に連絡の取れる番号を書いてください。(携帯電話番号でも構いません。) 	
(2) 奈良県収入証紙 (受験料)	9,400円	<ul style="list-style-type: none"> ・収入印紙ではありません。 ・奈良県収入証紙は、各保健所内の販売所、南都銀行本支店・出張所(一部支店・出張所を除く)及び県庁1階奈良県職員互助会事務局(総務厚生センター西執務室)などで購入できます。 	
(3) 写真	1枚	<ul style="list-style-type: none"> ・縦4.5cm×横3.5cm ・出願前6ヶ月以内に撮影した正面上半身、脱帽像で裏面に氏名を記載したもの。 	
(4) 次のうちいずれか の資格がある ことを証する 書類	◎受験資格[3]の(1)に該当する場合に準備する書類		
	製菓衛生師養成施設の 卒業証明書(原本) ※卒業証書ではありません。	1部	<ul style="list-style-type: none"> ・卒業証明書の原本を提出してください。 ・製菓衛生師養成施設とは、都道府県知事の指定する製菓衛生師養成施設のことです。 ※証明書と証書の違いに注意してください。 ・2年制養成施設在学中の場合は、卒業証明書に代えて、履修証明書(原本)を提出してください。
	◎受験資格[3]の(2)に該当する場合に準備する書類		
	① 最終学校の 卒業証明書(原本) ※卒業証書ではありません。	1部	<ul style="list-style-type: none"> ・卒業証明書の原本を提出してください。 ・最終学校とは、学校教育法による中学校・中等教育学校(前期課程のみ修了者を含む)・高等学校・高等専門学校・専修学校(高等課程、専門課程に限る)又は大学のいずれかをいい、上記以外の専修学校や各種学校などは認められません。 ※証明書と証書の違いに注意してください。
	② 菓子製造業務従事証明書	1部	<ul style="list-style-type: none"> ・原則として所属団体の長に証明を受けてください。ただし、組合等に参加していない施設は、菓子製造業の許可を受けている当該施設の長(店主、会社の代表者など)に証明を受けてください。(菓子製造業務従事証明書記入の注意事項及び記入例参照) ・1ヶ所の施設で受験資格年数を満たさない場合、複数の施設でそれぞれ別の証明書用紙に証明を受けてください。
	◎受験資格[3]の(3)に該当する場合に準備する書類		
菓子製造業務従事証明書	1部	<ul style="list-style-type: none"> ・上記参照のこと。 	
(5) 場合により必要	① 技能検定に合格したことを証明する書類	1通	<ul style="list-style-type: none"> [2]試験科目の(注)に該当する場合に、原本を提出してください。 ※これらの書類については、原本は返却します。
	② 戸籍抄本など(発行6ヶ月以内)	1部	<ul style="list-style-type: none"> ・婚姻等により(4)や(5)①に記載されている氏名が現在と異なる場合は、戸籍抄本など(変更の経過が戸籍抄本で確認できない場合は、除籍抄本や改製原戸籍抄本も必要となります。)を提出してください。

※ 例外として平成27年度以降に奈良県が実施した製菓衛生師試験の受験票(受験当初から5年以内)を願書受付時に提出した場合に限り、(4)及び(5)の書類を提出する必要はありません。ただし、受験票に記載されている氏名と現在の氏名が異なる場合は、戸籍抄本などの提出が必要です。

[5] 試験当日の注意事項

- (1) 試験会場へは午後0時30分から入場できます。
- (2) 集合時間の午後1時30分までに所定の席に着席し、試験の説明を受けてください。
- (3) 受験票、鉛筆(HB)、消しゴム、必要な方は腕時計(翻訳・計算等多機能付の時計は不可)を持参してください。(薄い鉛筆や、きれいに消せない消しゴムは使用しないでください。)
- (4) 敷地内での喫煙は禁止します。
- (5) **試験開始後30分以上の遅刻者については、受験を認めません。**
- (6) 試験実施者などの指示に従わない者、不正行為者などは退場を命じることがあります。
- (7) **試験会場に駐車場はありません。**公共交通機関を利用して来場してください。
- (8) 試験時間中は**携帯電話などを時計代わりに使用することは出来ません。**入室前に電源を切っておいてください。
- (9) 受験票は合格発表や得点開示に必要です。大切に保管しておいてください。
- (10) 暑さ調節のできる服装で来場してください。

[6] 試験会場案内図



J R 奈良駅西口下車 西400m

近鉄新大宮駅下車 南東600m

[7] 合格基準

原則として全科目の合計得点が満点の6割以上である者を合格とし、1科目でも得点が当該科目の平均点を著しく下回る場合は、不合格とします。

[8] 合格発表

9月11日(金)午前10時から1ヶ月間、県庁前掲示場、上記保健所内、および奈良県ホームページに合格者の受験番号を掲示します。合格者には合格証書を、不合格者には不合格通知を、合格発表日に投函(はがきで郵送)します。(願書記載の住所に郵送しますので、願書受付後に転居される場合は、消費・生活安全課までご連絡ください。)

9月25日(金)までに合格証書が到着しない場合は、受験願書に記入した住所地の最寄りの郵便局に確認の上、消費・生活安全課までお問い合わせください。

※合否に関して電話での問い合わせには応じられません。

希望者には、当試験の総得点および科目別得点を9月11日(金)から10月12日(月)の期間に、本人にのみ開示します。開示場所は、県庁3階消費・生活安全課です。必ず受験票を持参してください。

[9] 問い合わせ先

奈良県文化・教育・くらし創造部 消費・生活安全課 食品安全推進係
〒630-8501 奈良市登大路町30
電話 0742-27-8681(ダイヤルイン)

※試験の実施に関して変更等が生じた場合は、奈良県ホームページに随時掲示します。
※試験会場への直接の問い合わせは絶対にしないでください。

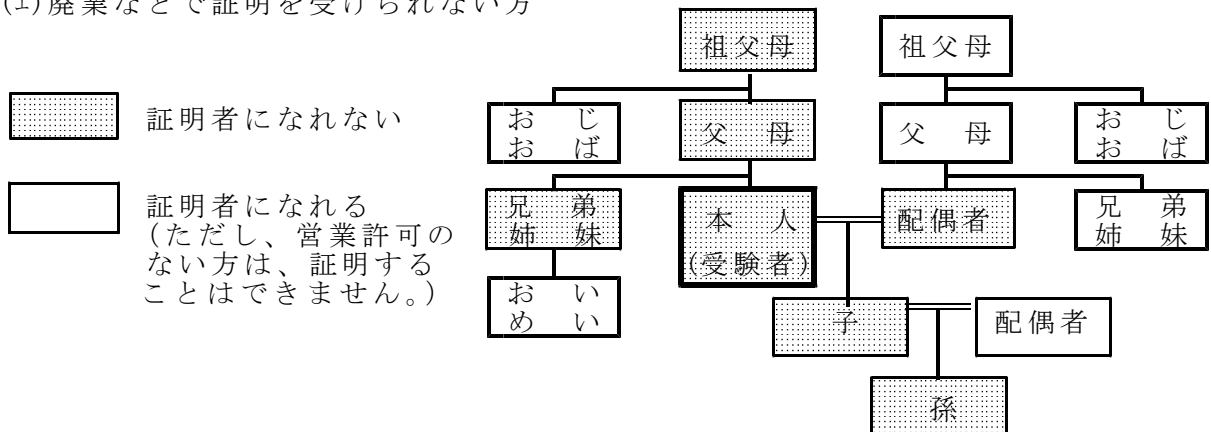
受験願書に虚偽の記載をしたり、虚偽の証明書を提出したことが判明した場合は、受験を拒否し、また、合格を取り消すことがあります。

【菓子製造業務従事証明書記入の注意事項】

(1) 証明者について

・原則として**所属団体の長に証明**を受けてください。
・組合等に加盟していない施設は、菓子製造業の営業許可を受けている当該施設の長(代表取締役、理事長、店主など)に証明を受けてください。ただし、次の(ア)～(エ)に該当する場合は、同業者の証明を受けてください。なお、同業者であっても、次の(ア)～(ウ)に該当する場合は、証明者になれません。

- (ア) 受験者と証明者が同一人
- (イ) 証明者が配偶者
- (ウ) 証明者が二親等以内の血族の場合(右下図参照)
- (エ) 廃業などで証明を受けられない方



(2) 証明印について

- ・証明者が法人である場合…法務局に**登記してある印**
 - ・証明者が個人である場合…市町村役場に**印鑑登録してある印**
- } を使用してください。

【証明印の例】



(3) 営業許可番号などについて

- ・菓子製造業営業許可証の許可番号及びその年月日などは、最新の許可証のものを記入してください。(わからない場合は、営業許可証のコピーを添付してください。)
- ・廃業の場合は、廃業当時の許可番号などを記入してください。

※ 菓子製造業務従事証明書を記入する際には、証明書裏の記入例も併せて参考にしてください。

奈良県収入証紙 9,400円	確認者印	
----------------	------	--

受験番号	※記入不要
------	-------

3,000円 (5,000円)	3,000円	3,000円 (1,000円)	300円
			100円

製菓衛生師試験受験願書

令和 年 月 日

奈良県知事 殿

〒 _____

住 所

_____ (_____ 方)

電話番号

☎ (_____)

(ふりがな)

氏 名

生年月日

____ 年 ____ 月 ____ 日生

受験者が職業能力開発促進法の規定による菓子製造技能士である場合には試験科目の一部が免除されますので、該当する記号に○印をつけ、A及びBに該当する場合は技能検定合格証書の原本を提出してください。
※こちらの書類については、原本は返却します。

- A. 菓子製造技能士1級
B. 菓子製造技能士2級
C. 該当資格なし

製菓衛生師法第4条第1項の規定による製菓衛生師試験を受けたいので、関係書類を添えて申し込みます。

[記入に際しての注意事項]

- (1) 氏名、生年月日は戸籍のとおり、正確に記入してください。
- (2) 住所が会社の中やマンション・アパート、他人と同居などの場合は必ず「棟番号、室番号」「〇〇内」「〇〇方」まで正確に書いてください。

[必要な添付書類]

- (1) 写真(出願前6カ月以内に撮影された正面、上半身、無帽、無背景、縦4.5cm×横3.5cm、で裏面に氏名を記入したもの)
- (2) 製菓衛生師法(昭和41年法律第115号)第5条の各号のいずれかに該当する者であることを証明する書類等(試験案内[4]提出書類の(4)(5)を参照してください。)
- (3) 受験手数料 奈良県収入証紙 9,400円 (注)収入印紙ではありません。

試験会場における配慮を希望:

※身体上の都合により座席の配慮等が必要な場合は、左欄に○を付けて下さい。

菓子製造業務従事証明書

従事者 (受験者)	住 所	
	氏 名	
	生 年 月 日	昭和・平成 年 月 日
従 事 業 務 の 内 容		の製造
従 事 業 務 の 期 間 ※1ヶ月未満切り捨て		平成・令和 年 月 日 から 平成・令和 年 月 日 まで 計 年 月 間
雇 用 形 態 (該 当 に ○ 印)		1. 経営者 2. 正社員 3. パート・アルバイト (1日 時間で、週 日) <u>※パート・アルバイトの場合、週4日以上かつ1日6時間以上 継続して従事している必要があります。</u>
菓 子 製 造 所	所 在 地	
	名 称	
	最新の営業許可 年月日・許可保 健所・許可番号	平成・令和 年 月 日 保健所 第 号 (現在廃業している場合は、廃業直前の許可内容を記入) 廃業年月日 昭和・平成・令和 年 月 日
上記のとおり、菓子製造業務に従事したことを証明します。		
証明日 令和 年 月 日		証明印 (個人の場合は実印 法人の場合は代表者印)
証明者		
住 所 (個人の場合は自宅住所、法人の場合は主たる事務所の所在地)		
施設名(屋号)		
法人名		
職 名 1 代表取締役 2 理事長 3 会長・組合長 4 店主		
氏 名		
電 話 - -		
※同業者が証明する場合は、証明者の営業許可内容について以下に記入してください。		
施設名(屋号) 許可保健所名 保健所		
最新の許可年月日 平成・令和 年 月 日 最新の許可番号 第 号		

記入例

証明書の記入事項については、**証明者が記入**し、訂正は二重線で見え消しし、証明印と同じ印を訂正印として使用すること。

1ヶ所の施設で受験資格年数を満たさない場合は、複数の施設でそれぞれ別の用紙に証明を受けること。

菓子製造業務に該当しない期間を除くこと。証明日現在も働いている場合、期間の終わりには証明年月日を記入。

営業許可証の許可内容を記入すること。(更新している場合は、最新の許可内容を記入。また、許可年月日は、有効期限年月日ではない。) 記入方法がわからない時は、**許可証のコピーを添付**すること。現在、廃業している場合は、廃業当時のものを記入すること。

廃業している場合のみ。

原則として所属団体の長が証明すること。組合等に参加していない施設は、菓子製造業の営業許可を受けている当該施設の長に証明を受けること。ただし従事者と施設長が同一人、配偶者又は二親等内の血族(親子、兄弟、祖父母、孫)の場合、若しくは廃業等によって、元の施設長がいない場合は同業者の証明を受けること。


1ヶ月に満たない期間は切り捨てること。

雇用形態が、パート、アルバイトの場合のみ、時間数などを記入。

証明した日を忘れずに記入すること。

個人が証明する場合は**実印**(印鑑登録してある印)を用いること。法人である場合は、**法務局に登録してある印**(代表取締役または理事長の**代表者印**)を用いること。**社印、組合印、団体印は認められない。**

受験資格の審査のために必要がある場合は、証明者に直接確認したり、従業務の事実を立証できる追加資料などの提出を求めることがあります。

菓子製造業務従事証明書			
従事者 (受験者)	住 所	奈良市登大路町30	
	氏 名	郡山 太郎	
	生年月日	昭和・平成 56年 2月10日	
従業務の内容		ケーキなど の製造(なるべく具体的に記載すること)	
従業務の期間 ※1ヶ月未満切り捨て		平成・令和 26年10月20日 から 平成・令和 28年12月10日 まで 計 2年 1年間	
雇用形態(該当に○印)		1. 経営者 2. 正社員 3. <u>パート・アルバイト</u> (1日 6時間で、週 5日)	
菓子 製造所	所在地	大和郡山市満願寺町60-1	
	名 称	パティスリー郡山	
	最新の営業許可年月日・許可保健所・許可番号	平成・令和 28年4月1日 郡山 保健所 第200999号 (現在廃業している場合は、廃業直前の許可内容を記入) 廃業年月日 昭和・平成・令和 年 月 日	
上記のとおり、菓子製造業務に従事したことを証明します。			
証明日		令和元年 6月 29日	
証明者		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> 証明印 個人の場合は実印 法人の場合は代表者印 </div> 	
住所			大和郡山市満願寺町60-1 (個人の場合は自宅住所、法人の場合は主たる事務所の所在地)
施設名(屋号)			
法人名			〇〇〇〇〇〇会社
職 名			① 代表取締役 2 理事長 3 会長・組合長 4 店主
氏 名		郡山 一郎	
電 話		0743 - 51 - 0191	
※同業者が証明する場合は、証明者の営業許可内容について以下に記入してください。			
施設名(屋号)		許可保健所名 保健所	
最新の許可年月日		平成・令和 年 月 日 最新の許可番号 第 号	